

石運整第279号  
平成30年11月14日

旅客自動車運送事業者 各位  
貨物自動車運送事業者 各位

石川運輸支局

### バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について

10月28日、神奈川県横浜市の国道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより高架橋の立柱及び乗用車に衝突し、乗客が死傷する事故が発生しました。また、11月1日にも、千葉県成田市の県道を走行中のバスの運転者が心筋梗塞のため意識を失ったことにより信号機などに衝突する事故が発生し、運転者が死亡しました。

これらの事故の原因については調査中ですが、事業用自動車の運転者の意識消失による事故については、本年6月にも同種の事故が発生したことを踏まえ、「健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について」（平成30年6月22日付け石運整第97号）により、健康起因事故防止のための取組を徹底するようお願いしたところです。

今般、このような事故により乗客及び運転者が死傷するという事態が生じたことを踏まえ、各事業者におかれましては、この機会に改めて以下のマニュアル等による運転者に対する健康管理を、運転者毎の状況に応じて適切に実施いただけるようお願いいたします。

- ・「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」  
（平成22年7月策定、平成26年4月改訂）
- ・「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」  
（平成15年6月策定、平成19年6月及び平成27年8月改訂）
- ・「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」  
（平成30年2月策定）

※上記のマニュアル及びガイドラインは以下のページにおいて確認できます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>